

規程等：第1部 第2章

役員及び評議員の選出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第7条の規定に基づき役員の選出方法について規定するものとする
(役員の場合)

第2条 役員の範囲は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の登録者とする
(会長及び副会長の選出)

第3条 理事会が推薦する会長及び副会長の選出方法は、次のとおりとする

- (1) 会長及び副会長は、高い志を持ち本会事業に積極的に取り組む者を推薦する
- (2) 会長候補者は、理事3名の推薦を得て立候補することができる
- (3) 会長候補者は、所定の立候補届書を選考委員長に提出する
- (4) 選考委員会は、理事の互選により5名で構成する
- (5) 選考委員の互選により、委員長を選出する
- (6) 選考委員会委員が立候補する場合は同一地区より委員を交代する
- (7) 立候補が複数の場合は選択のための、立候補者が1人の場合は信任のための、無記名投票を行う
- (8) 投票は選考委員会が実施し、理事在籍者の過半数を得た人を会長候補とする
- (9) 会長立候補者がいない場合は、選考委員会で候補者を選び、理事会で選出する
- (10) 会長立候補者で会長に信任されなかった場合は副会長になれない
- (11) 副会長は、4地区選出の4名とする

(評議員)

第4条 評議員は、本会に登録する団体からの推薦で1名選任される

- 2 会員数1,000名以上の登録団体は、評議員を2名選任することができる

(監事)

第5条 監事の選出方法は、理事を退任する者又は登録された団体の中から、会長が推薦する
(理事長、副理事長の選出)

第6条 理事長及び副理事長の選出方法は次のとおりとする

- (1) 理事長は副理事長の互選とする
- (2) 副理事長は、4地区選出の4名とする
- (3) 候補者の合意が得られない場合は、理事の無記名投票とする
- (4) 投票の方法は、投票用紙に推薦する人の氏名を書き得票数の多い人を当選人とする。
なお、同数の場合はくじ引きとする

(理事)

第7条 理事の選出方法は、次のとおりとする

- (1) 理事は、評議員の互選により選出する
- (2) 理事は、別表の前年度登録会員地区割りの中から互選により選出する
- (3) 地区割りの方法は、埼玉県体育協会が定めた4地区割り制を準用する
- (4) 総数は25名以内とし、東部地区8名、西部地区4名、南部地区7名、北部

- 地区4名とする また会長は、総数の範囲内で地区割り以外の理事を選出できる
- (5) 会員数300名以上の登録団体は、優先して理事を選出することができる
 - (6) 会員数1,000名以上の登録団体は、理事を2名選出することができる この場合において、登録団体は1団体が原則のため、理事を選出する地区割り評議員の合意を得なければならない

(役員候補者)

第9条 役員は、それぞれに該当する条項の手続きを経て、理事会が役員候補者を推薦する

附則 この規程は、平成19年4月1日より一部改正し施行する
この規程は、平成20年2月17日より一部改正し施行する
この規程は、平成27年1月15日より一部改正し施行する

この規程は、平成28年4月1日より一部改正し施行する
ただし、第3条、第4条については平成29年4月1日より施行する

- 1. (役員の場合) 第2条 第3条のうち第3条を削除
- 2. (正副会長) 第4条 (1)副会長の数を改正 (2)を削除

この規程は、平成31年2月22日より一部改正し施行する

- 1、第3条 会長・副会長の選出方法を改定
- 2、第6条 理事長・副理事長の選出方法を改定